

平成18年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第2回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年5月31日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所6階 602会議室
出席者	(委員)初宿会長 市川委員 松岡委員 川村委員 近藤委員 保田委員 新田委員 青木委員 (事務局)塚原市長公室長 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 (実施機関)西江文化自治振興課長 (傍聴者)1名
<p>1 開会 報告事項について(事務局) 前回欠席委員の紹介</p> <p>2 会長の選出等 (1) 会長の選出等 ア 概要説明(事務局) 前回、審議を見送った会長の選出について、委員の互選により初宿委員が会長になった。会長から選任にあたっての挨拶が行われた。 (2) 職務代理者の指名 会長の指名により、市川委員が会長職務代理となった。</p> <p>3 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項・配布資料について説明する。</p> <p>4 個人情報流出事案について (1) 事案の説明 ア 市長公室長からの説明 平成18年5月23日に発生したライブジャック10出演応募バンドの個人情報(メールアドレス)流出事案についての説明とお詫びをする。 イ 実施機関からの説明 資料「ライブジャック10出演応募バンドの個人情報(メールアドレス)流出について」にそって報告をする。 ウ 事務局からの説明 事務局から次の説明を行った。 (ア)個人情報保護審議会から宇治市長に出された意見書(平成18年2月24日付け)における、3つの要請事項に対する宇治市の取り組みについて説明する。 「宇治市及び出資法人の職員に対する個人情報保護の意識啓発と保有する個人</p>	

情報の適正な取扱いをさらに徹底すること」について、意識啓発については研修が中心となっている。野外活動センターにおける流出直後の11月7日に、各所属長に「個人情報の厳格かつ適正な取扱いについて」の通知を出した。11月9日には総合野外活動センターの職員全員に、11月10日と15日にはOA研修の受講者あわせて50人に個人情報保護研修を実施している。意見書をいただいてから実施したのは、4月に新規採用職員34人を対象とした研修、指定管理者に対する指導助言、Winnny（全国で頻発したWinnnyによる個人情報流出事件に対応して国、京都府から通知があったもの）に関してではあるが注意喚起の文書を全職員に出した。従来より反復実施しているものには階層別の職員研修、民生児童委員協議会の研修などがある。主催者より要請されて行っているものは、福祉サービス公社職員研修、インターン研修、社会福祉協議会関連の研修などがある。

「宇治市及び出資法人の事務事業について、個人情報保護の観点からシステムの総点検を行うこと」について、市のメールシステムのセキュリティの再確認を行った。CCでは最大7件しかメールアドレスが入らず、送信する場合も警告がでるようになっているため、総合野外活動センターのような流出は起こらないことを確認した。今回は、市のメールシステムを使わずに、インターネット上のフリーメールを使っていたため発生した。このことはIT推進課でも想定しておらず、同課で定めているインターネットのメール利用に関する要項にもフリーメールを明確に禁止する規定はなかった。

さらに、出資法人に対して電子メールを利用して複数の相手に一斉に事務事業案内などを発送する事があるかについて調査を行った。独自のホームページを立ち上げていたのは、総合野外活動センター、社会福祉協議会、福祉サービス公社、公園公社の4法人あった。総合野外活動センターを除いた3法人は電子メールによる一斉送信は行っていなかった。今後そのような事務事業を行う場合は、野外活動センターが事故発生後導入したメールソフトを取り入れるなど、人的ミスが入り込まないようにするよう全法人に通知した。

「個人情報流出対策マニュアルの策定等、個人情報の流出が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう体制の整備を図ること」について、マニュアルについては現在研究中でまだ完成していない。今回流出が発覚したその日にメール受信者全員にお詫びをすることができ、審議会、報道関係機関にも公表の手続きを踏んで、今回の流出事案を貴重な体験として総括する中で、精度の高いマニュアルを実施したいと思う。

なお、現在、IT推進課でもセキュリティポリシーの見直しをしており、10月頃に見直しが終わるであろうとのことである。

(イ)配布資料の7ページについて説明する。

このうち、「フリーメールを使用して行ってきた業務があれば、必ず広報課へ報告すること」とあるが、現時点ではライブジャック以外には報告はない。

さらに今後の対策として、電子メールの取扱い状況、各所属で今までに行った個人情報保護対策と今回の事故を踏まえた対応、指定管理者制度を導入した施設を抱える担当原課が行った個人情報保護対策と、今回の事案を踏まえた対応という3項目について、で各所属に調査をすることを考えている。

エ 質疑応答

- (委員) フリーメールを利用しているという報告は他にはないということか。
- (事務局) ライブジャック以外は業務でフリーメールを使っているというものは報告がなかった。さらに徹底するため、調査を行いたい。
- (委員) 多数の人に一度にメールで連絡をする業務というのはまだ調査中ということか。どのくらいあるのか。
- (事務局) メールを使ってそのような業務を行っているかという調査はまだできていない。
- (委員) 資料の2ページの5.「今後の対応」の一番下に「複数配信の機能拡充を検討する。」とある。CCでは7名までという制約があるとのことだが、BCCでも同じシステムか。
- (事務局) はい。CCを制限するのは分かるが、BCCまで制限している。CCは廃止して、BCCは自由に使えるようにするのがよいと思う。この点については、担当課に要望は出している。
- (委員) どこまで複数配信しているかによってニーズは変わってくる。とりあえずの対策で1件1件(送信する)としているが、例えば、200人に配信するとき1件1件やるというのは、かえって、色々なミスが出てくることになる。グループ指定して一括送信できるというようにしたほうがいい。ただ、この場合も別の問題がでて、送信対象・グループのメンバーが変わる場合に、きっちりアップデートしておかなければならない。わずらわしい作業になると思うが、注意していただきたい。
- (委員) 1件1件送るのは、実際的ではない。
- (委員) 逆に別の人為的ミスを誘発するおそれもあるので、あまり良い対策ではない。とりあえずシステムがはっきりするまで(の暫定措置)と押さえておけばよい。
- (委員) 受信者から苦情のメールが2件あったとのことだが、苦情の内容はどのようなものか。
- (実施機関) まずは、送ったメールの本文は「これはテストメールです」というだけのものではあったのと、送信者名が文字化けしていたことにより、受信者からしたら不審なメールに思われたということがあった。さらに、申し込み用紙にメールアドレスを記入してもらったが、申し込み時に自分のメールアドレスを他に公開することを承諾していないということについても2件とも書いており、内容は同様のものではあった。

(委員) 訪問してお詫びしたい旨の申し入れをしているとのことだが、実際に訪問したのか。

(実施機関) ほとんどの方は電話で了解をいただいた。訪問をしたのが、これまでに1件あり、もう1件予定している。

(委員) 意識改革だけでは絶対にだめ、人間は間違ふものであるから、システム的にいかに間違わないようにするか。だから皆に対策を聞くのであれば、「ひやり」とした例はどのようなのがあるかという事例を聞いてみればよい。

(事務局) 宇治市の場合、平成11年のデータ流出事件の教訓を踏まえて個人情報の流出を防ぐためになるべく厳しく制限をするということからスタートしているが、このような一斉送信ができないという現実があり、仕事上の問題からフリーメールによる送信をしてしまった。そこにいけないようなシステム改善をして、人的ミスの起こらないようなシステム改善を行っていきたい。

(委員) 担当した職員の戒告などの話はあるのか。

(事務局) 現在検討中である。

オ 結論

審議会の意見として、平成18年2月28日付け「個人情報の適正な取扱いについて(意見)」の要請事項について、さらに徹底して実施するよう要請することとなった。

5 会議録について

(1) 概要説明(事務局)

平成18年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)の説明をする。

(2) 審議

(委員) 2ページの(事務局)のところで「第9条3号」と書いてあるが、「第9条第1項第3号」としなければいけない。

(委員) 8行目の「第9条3号」を「第9条第1項第3号」とする。その次の委員の発言も同じである。

(3) 結論

2ページ8行目の「第9条3号」を「第9条第1項第3号」とし、同15行目の「第9条3号」を「第9条第1項第3号」と修正のうえ確定することになった。

6 個人情報保護制度の見直しについて

(1) 請求権者(前回からの続き)

論点2(死者の個人情報に対する請求権を認めるか。)

ア 概要説明（事務局）

資料6ページ6(1)の「論点と考え方」のうち論点2、6(2)「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」(東京都 平成9年3月)の概要」及び他の自治体の状況についての調査結果をまとめた、追加資料「調査結果報告」の内容について説明する。

イ 審議

(委員) 死者の個人情報に対する請求権者が誰かということについては遺族ということになっているのか。

(事務局) 条例で明記しているところは、相続人や損害賠償請求権を相続した者などとなっている

(委員) 例えば、刑事事件で交通事故の加害者の側で、死亡原因を調べるため搬送記録やカルテの開示を請求した場合、遺族等ではないので拒否される可能性があるということか。

(事務局) はい。本人が開示請求するのが原則となる。この場合、原則的には死者が本人である。

(委員) 死者は被告人(加害者)と相対するから、遺族の協力をえられない。この場合、どうすればよいのか。

(事務局) 例えば、弁護士法に基づく照会や、裁判所であれば証拠提出命令が考えられる。

(委員) 弁護士法第23条の2で請求しても、このごろは回答がえられない。

(委員) 裁判所の提出命令は、訴訟をしなければいけない。

(委員) 遺族という観点からは、資料のモニターアンケートによると7割ぐらいが(亡くなった方の)情報を欲しいとなっているが、この気持ちはわかる。

(事務局) 遺族ということである、何らかの形で相続財産をとらえて、その財産に関する情報であれば請求できる。

(委員) 相続人ということ、例えば自分の娘の情報を知りたいといっても、娘に子どもがいれば親は相続人でなくなってしまう。だから相続人という限定はあまりよくない。

(事務局) 東京都の報告書のイの「社会通念上請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」は東京都の場合は、「未成年者である自分の子どもに関する情報」と限定している。しかし、兵庫県の答申事例で、亡くなった母親のカルテを同居していた息子が個人情報開示請求をしたが、息子が亡くなった母親の介護をずっとしていた等の事情を実質的に判断して、開示請求権を認めた事例がある。このように、解釈上広げる余地があると思う。

(委員) これは2つのルートがある。1つは開示請求権により自己情報を権利として開示請求する場合と、自己情報ではないが、何らかの情報を市から提供してもらうという場合とがある。後者の場合、条例第9条第1項で提供制限があり、その例外である第9条第1項第5号の場合だと、同条第3項で審議会の意見を聴かなければ

ればならない。大阪府の場合は、開示請求権を認めていないが、カルテについては、個々に個人情報保護審議会に諮問して情報提供で対応しているので、こちらを使っている。結論として、私は、条文としては事務局案どおりでよいと思う。ただし、2ルートあるので、その辺の整理が必要である。

(事務局) 情報提供で、大阪府や京都府の場合は、審議会で個別承認をとっているが、宇治市ではこれまで類型承認という形でしているので、もし使い分けをするのであれば、類型の中に入れるのが1つの方法かと思う。

(委員) 手続き的には、本人でない死者の関係者から請求があった場合、その請求を棄却したうえで、第2番目の方法を検討するのか。請求をされないで提供はありえないのか。

(委員) 提供は正式な開示請求がなければできないというものではない。開示請求がされて、不開示決定してから提供することもあるであろうし、正式な開示請求をしてもらわないで提供を検討することもありえる。

(委員) そもそも第9条が死者のことを想定した文言になっているか見なければいけない。

(委員) 大阪府の場合は、完全個別審査だからかなり徹底している。審議会でOKを出さないと出せない。ある程度類型化できるのかが、研究課題だ。

(委員) 大阪府の場合、審議会になると時間をかけているのか、すぐに結論が出るのか。

(委員) その場が出る。大阪府の場合は、事前に説明があり、委員は資料をみて知っている。そのような前提がある。だから、1回で認められる。

(委員) 事務局は類型化する方向として考えているとのことだが、調査結果報告によると、他の自治体も10年間程でほとんど経験がないとのことであるので、類型として固める程の内容がない。確かに、こういう事案が次々に出てきて、一々審議会を開かないといけないようでは困るが、この傾向からいうとほとんどないわけであるから、最初は個別具体的に検討したしたうえで、(事例の)積み重ねを待つて類型化するというのが、慎重な対応だと思う。

(委員) そう思う。色々な事案が出てくる可能性はあるので、類型がなかなかできないのではないか。

(委員) 仙台や横須賀のように(請求権者を)列挙したところで、情報提供ルートはあるので、そちらに来るのではないか。

(委員) 東京都のように、死んだ人の情報であるとともに開示請求者の情報でもある場合はあるので、そこで開示請求をしてきた場合に、情報提供を案内するのはよくない。ただ、実際にどういう場合にあてはまるかは、情報提供の場合と同じく類型化する程にはなっていない。

(委員) 個人の開示請求権は、その人の一身に専属する権利であるから、相続の対象にならないという発想か。

(委員) 一定の場合に亡くなった方との密接な関係があつて、請求者の自己情報だとし

て、請求権を認めてもよい場合もある。全てを否定することはできない。だから請求権が認められる場合と、請求権は認められないが、情報提供する場合の2通りあるほうが、権利という面からすると厳密だと思う。

(事務局) 当初の案は書き方がよくないところがあった。「死者の個人情報に対する請求権を認めるべきでない」ではなくて、「明記する必要はない」という結論にしたほうがよいと思う。

(委員) 「認めるべきでない」というのは、それでいいと思う。「ただし」以降の書き方が問題で、「遺族に請求権を認める運用」と「第9条第1項第5号に基づき情報提供を行う運用」の両方書いておいたほうがよい。

(委員) 「明記すべきでない」ではなく、基本的には「認めるべきでない」という元の案でよいのではないか。単に「明記すべきでない」という結論では、結論を先延ばしただけ、という印象が強い。ここの議論では、当然に死者(の情報)について請求権があるという出発点は立てにくい。

(ウ) 結論

事務局の案のただし書きの部分で、「遺族に請求権を認める運用」と「第9条第1項第5号に基づき情報提供を行う運用」の両方を明記する方向で、審議会の意見をとりまとめることとなった。

(2) 不開示情報

論点1 宇治市情報公開条例の非公開情報との間で、相応の制度的整合性のある不開示情報とするか。

ア 概要説明(事務局)

資料9ページの9(1)の「論点と考え方」のうち論点1と(2)資料「情報公開条例の非公開情報との比較」、「不開示情報一覧」、「どのような不開示情報が考えられるのか」について説明する。

イ 審議

(委員) 情報公開条例の(改正時に)削除した部分はどういう理由からか。

(事務局) 国等との信頼関係を損なうというのは、例えば、国から「取扱注意」との一文を入れられると、この条項を適用して開示しない等、拡大解釈する余地ができてしまう。それよりも、実質的に判断して、情報公開条例第6条第5号や第4号で十分読み込める範囲で判断すべき。独立した規定をもつことによって、不開示・非公開とする範囲をいたずらに拡大することは防ぐべきであるという考え方から、これと同種の規定は削除すべきと考えた。

(委員) 判断するほうは、この規定があると楽ではあるが、そうはせずに実質的に判断しようということか。

(事務局) 他の自治体でもおおむね削除される方向にある。10ページの資料のを見て

も分かるように近隣自治体は廃止している。

(委員) 方向性として相応の整合性をもたせるのは当然のような気もするが、ただ、制度が違うので、情報公開条例と全く合わせないといけないというわけでもない気もする。ただ、1号の他人の個人情報が出てきてしまうという点は、合わせる必要があるかも知れない。どちらの制度でも、個人情報は同じように守られないといけない。そういう意味では合わせるというのは分かる。

(委員) そこはそうだ。しかし、横並びする必要はないのではないか。横並びしてはいけない場合もあるような気がする。

(委員) 全部の不開示情報について、相応の制度的整合性を要求するという原則が、いいのかが疑問がある。市民の立場から市の情報を見せてもらいたい場合と、自己情報だから見せてもらいたい場合とで違いがある。個人情報開示の場合、極めて自己と密接な情報で、当然に見せてもらえる情報であるので、不開示となる例外は厳しくすべきだと思う。情報公開条例ですら、(個人情報保護条例第15条第8号に相当する)国等との関係という例外規定がなくなったのだから、個人情報の開示についても例外から外すというのは開示の範囲が広がるので、これは分かる。これを相応の制度的整合性として説明するのがよいかどうか。

(事務局) 規定の仕方が情報公開条例と個人情報保護条例で規定の仕方が端的に変わってくるところがある。例えば、資料の情報公開条例第6条第4号で「公にすることにより」となっているところが、個人情報保護条例第15条第6号では「開示請求者に開示することにより」となっている。公にすることによって支障が生じると、開示請求をした本人に開示することにより支障が生じるとでは、解釈はずいぶん変わり、おそらく不開示とされる範囲は、ぐっと小さくなる。

(委員) 具体的には、今のケースではどのような場合があるのか。

(事務局) 宇治市で過去に不開示となったケースは、資料の4に記載してある。実際に宇治市では本号を適用したケースはない。他の自治体では全くないわけではない。

(委員) 情報公開条例との整合性の問題というのは、よくわからないところがあるが、事務局の話の聞いていると、情報公開条例の非公開事由の方が、厳しく制限されているように感じる。それに対して、個人情報保護条例の不開示事由が少し広くなっているように感じる。本人が自分の情報を開示請求したら、断られるのに、情報公開請求したら認められるという可能性が、論理的には出てくる。それは逆行しているのではないかということ。入試等の試験成績の開示請求があるが、これは個人の評価について、公正な評価がされているかを知りたいというものであり、開示請求は認めるが、情報公開では認められないという段差がある。完全に合わせるのではなく、全体的に不開示事由というのを非公開事由より狭めるといふ違いは出てくるかもしれない。

(委員) 個人情報開示請求の方が、不開示事由の範囲が狭まるほうが本筋というのは、そのとおりだと思う。ただ、常にそのようにいかず、ズレがある。

(事務局) 公にした情報は、万人が見るわけだから、個人情報開示請求者だけに見せられる情報は前者が後者を包括する関係になると考える。制度的整合性が必要とされるのは、この制度と情報公開制度とが、車の両輪のような関係にあるという成り立ちもある程度影響するかと思う。

(委員) 今回は決めがたいところがある。全て合わせるのは問題がありそうなので、個別の規定について検討しなければいけないとも思えるので、各自、次回までにその点について、意見をいただきたい。

(事務局) 情報公開条例改正のときの資料等を早めに送らせていただきたい。

ウ 結論

次回、事務局にて再調査を行った資料を提示して、再度審議を行うこととなった。

5 次回以降の日程調整

次回、次々回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

ア 次回 平成18年6月28日(水) 午前10時～

イ 次々回 平成18年7月26日(水) 午前10時～